

もしもの地震に備えて…

安否確認をより迅速に行うための仕組みです。

あなたは”武蔵野市災害時要援護者対策事業”をご存じですか？

## 災害時要援護者対策事業とは？

震度5弱以上の地震が起きた時、事前に登録された方のご自宅に、あらかじめ決められたご近所にお住まいの支援者が安否確認にうかがう武蔵野市独自の仕組みです。避難行動要支援者制度よりも迅速に安否確認や避難・救助が行われることとなります。

## 主な特長

- 😊 あらかじめ安否確認をする方が決まっているため、迅速な安否確認が可能！
- 😊 普段から民生委員、地域社協、支援者とのご近所つながりができる安心感♪

同封のオレンジの手紙を受け取った皆様が登録可能です。

近い将来、大地震の発生が懸念される昨今、武蔵野市では国の避難行動要支援者名簿による安否確認とは別に、より迅速な『災害時要援護者対策事業』の登録を、必要な方に推奨しています。

問合せ・ご相談は市役所地域支援課までお尋ねください。電話0422-60-1941 FAX 0422-51-9218

# 登録までの流れ

地域支援課に申請します。

民生委員が事前にご連絡のうえ、ご自宅を訪問し、災害時の安否確認や避難支援に必要な情報の聞き取りを行います。

お近くの地域社協（福祉の会）の方がご近所にお住まいの支援者を探し、申請者とのマッチングをします。（ご近所の方2名以上）

支援者が決まり次第登録が完了します。



**地震発生  
(震度5弱以上)**



決められた支援者がご自宅に、安否確認にうかがいます。

支援者が避難所に安否確認の結果を報告します。

避難支援が必要な場合は避難支援チームがご自宅にうかがいます。

## 個人情報保護について

支援者が知り得た要援護者の個人情報は、災害時の緊急対策および要援護者への日ごろのフォローアップ活動においてのみの利用とし、取り扱いに十分に配慮しながら収集および管理をしております。支援者には、災害時要援護者の個人情報保護に関する誓約書を提出していただいております。

ご登録をご希望の方は市役所地域支援課（電話60-1941、FAX51-9218）までご連絡ください。